

令和6年度富士市中小企業者ゼロカーボンチャレンジ補助金を使って

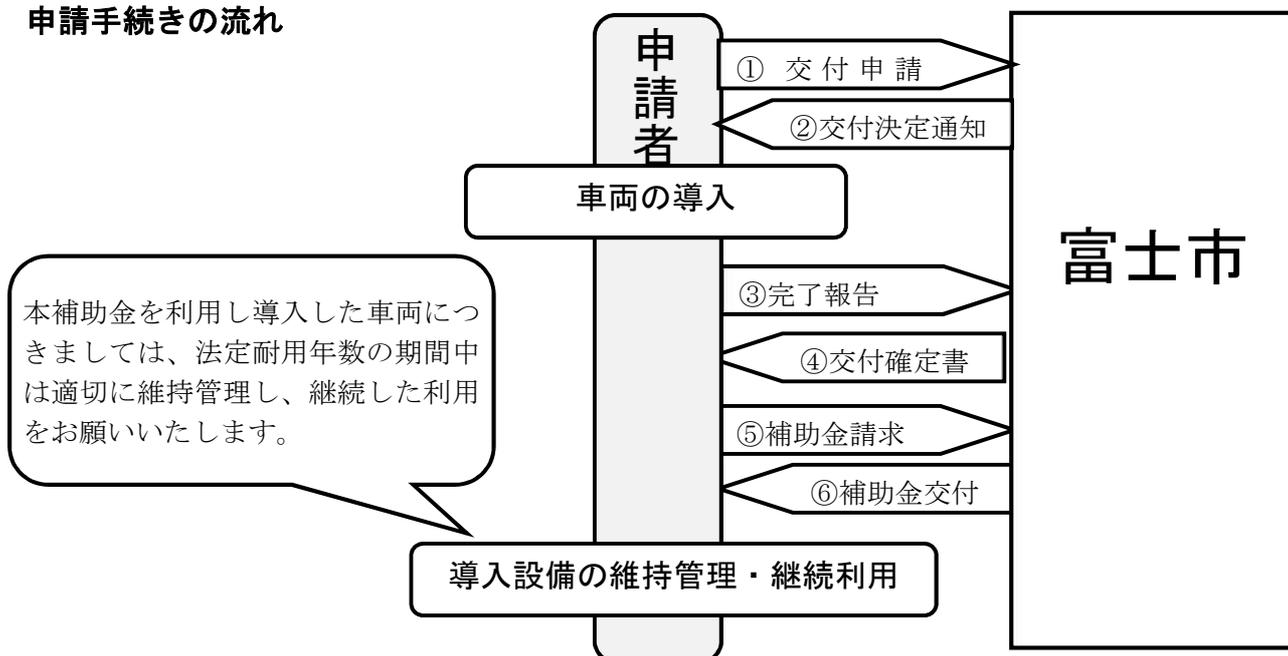
クリーンエネルギー自動車を導入しましょう【手引き第1版】

設備投資の活性化、事業活動に伴う温室効果ガス削減による中小企業者の脱炭素化に資するため、事業所へのクリーンエネルギー自動車を導入する事業に対して補助金を交付します。

補助金額

事業内容	補助金額
クリーンエネルギー自動車の導入	3万円／1台 ※上限15万円／年

申請手続きの流れ



補助対象者

市税を完納している中小企業者（大企業の子会社を除く。）、中小企業団体及び中小企業者が主たる構成員である公共的団体（構成員が業として利用する施設又は設備を整備する場合）であって、最新の貸借対照表及び損益計算書を提出できる事業者に限ります。

中小企業者の定義

	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	三億円以下	三百人以下
卸売業に属する事業	一億円以下	百人以下
サービス業に属する事業	五千万円以下	百人以下
小売業に属する事業	五千万円以下	五十人以下

※資本金・従業員のいずれかが下回ると中小企業となります。

※大企業の子会社：中小企業の定義に当てはまらない事業者が、資本又は役員の過半数を占めている事業者

※中小企業者には、個人事業主を含みます。

※医療法人、学校法人及び社会福祉法人については、サービス業として扱います。

補助対象とする条件

- ・事業の用に供する車両であること
- ・中小企業者が所有する車両であること（リースは補助対象外）
※所有権を留保するローンでの導入は補助対象とします。
- ・新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること
- ・自動車検査証の「使用の本拠の位置」が申請した中小企業者の住所であること。
- ・自動車検査証の登録年月日が補助金の交付申請書を提出する日と同年度内の日付であること
- ・外部給電器・V2H 充放電設備を経由して又は車載コンセント（AC100V 1500W）から電力を取り出せる機能を有する車両であること
- ・法定耐用年数を経過するまで、正当な理由なく処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。）しないこと

補助対象となる車両

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（CEV補助金）の補助対象となるクリーンエネルギー自動車のうち、以下が対象となります。

- ・電気自動車（EV）
- ・プラグインハイブリッド自動車（PHV）
- ・燃料電池車（FCV）

<交付申請書の提出書類>

- ① 交付申請書（様式 ウェブサイト）
- ② 事業計画書（様式 ウェブサイト）
- ③ 注文書又は見積書の写し
- ④ 導入する車両の仕様を説明できる資料（カタログなど）
- ⑤ 市税完納証明書（市役所 3階収納課）（取得後2ヶ月以内のもの）
- ⑥ 履歴事項全部証明書、個人事業主の場合は住民票（取得後2ヶ月以内のもの）
- ⑦ 健全経営に関する覚書（様式 ウェブサイト）
- ⑧ 最新年度の貸借対照表及び損益計算書※

※青色申告を行っている場合は、最新年度の確定申告書に付した貸借対照表及び損益計算書の写し、それ以外の場合は、現時点の貸借対照表及び損益計算書を添付してください。（作成に当たっては税理士などの指導を受けることをお勧めします。）

<完了報告書の提出書類>

- ① 完了報告書（様式 ウェブサイト）
- ② 領収書の写し
- ③ 請求内訳書の写し
- ④ 導入したクリーンエネルギー自動車の写真
- ⑤ 導入したクリーンエネルギー自動車の自動車検査証（自動車検査証記録事項）の写し

<補助金請求時の提出書類>

- ① 請求書（様式 ウェブサイト）

<その他> 補助を受けた事業者の義務として法定耐用年数内は善管義務があります。

問い合わせ先	富士市役所 環境総務課 環境政策担当
電話	55-2902 FAX 51-0522
Eメール	ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp

令和6年 4月10日

富士市中小企業者等脱炭素化促進事業補助金交付申請書

(宛先) 富士市長

住 所 富士市永田町1-●●●

申請者 氏 名 富士山●●産業株式会社

代表取締役 富士山 太郎

電話番号 0545-55-2902

富士市中小企業者等脱炭素化促進事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補 助 事 業 費	6,600,000 円
交 付 申 請 額	90,000 円

補助事業費は、見積書の税込み金額を記載してください。

